

議案第十号

杉並区まちづくり景観審議会条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区まちづくり景観審議会条例

(設置)

第一条 杉並区まちづくり条例（平成十四年杉並区条例第四十五号。以下「まちづくり条例」という。）に基づくまちづくり及び杉並区景観条例（平成二十年杉並区条例第四十三号。以下「景観条例」という。）に基づく良好な景観づくりの推進に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区まちづくり景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- 一 まちづくり条例の規定により定められた事項
 - 二 景観条例の規定により定められた事項
 - 三 その他まちづくり及び良好な景観づくりの推進に関する重要な事項
- 2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員十人以内をもって組織する。

一 区民 三人以内

二 学識経験者 七人以内

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、区長が委嘱する専門委員を置くことができる。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して三期を超えることとなるときは、この限りでない。

5 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、次条第一項各号に規定する事項については同項に規定する土地利用専門部会の議決を、第七条第一項に規定する事項については同項に規定する景観専門部会の議決を、それぞれ審議会の議決とすることができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(土地利用専門部会)

第六条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、土地利用専門部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

一 まちづくり条例第二十二条第一項の規定による届出に関すること。

二 まちづくり条例第三十条第一項に規定する助言又は指導に関すること。

三 まちづくり条例第三十一条第一項に規定する協定に関すること。

四 まちづくり条例第三十三条第一項の規定による勧告に関すること。

五 まちづくり条例第三十四条第一項の規定による公表に関すること。

2 部会の委員及び部会長は、第三条第一項第二号に規定する委員及び同条第二項に規定する専門委員のうちから、会長が指名する。

3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する事項を調査審議する場合の部会の会議は、非公開とする。

(景観専門部会)

第七条 審議会に、景観条例第十六条第一項及び第十九条第一項の規定による協議に関する事項を調査審議するため、景観専門部会を置く。

2 前条第二項及び第三項の規定は、景観専門部会の委員及び部会長並びに会議について準用する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は公布の日から、第五条第四項中土地利用専門部会の議決を審議会の議決とすることに關する部分及び第六条の規定は同年十月一日から、第一条中景観条例に基づく良好な景観づくりに関する部分、第二条第一項第二号の規定、同項第三号中良好な景観づくりに関する部分、第五条第四項中景観専門部会の議決を審議会の議決とすることに關する部分及び第七条の規定は景観条例の施行の日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和五十年杉並区条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会	会長及び合議体の長日額 委員日額
	一八、五〇〇円 一六、五〇〇円

を

杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会	会長及び合議体の長日額 委員日額 一八、五〇〇円 一六、五〇〇円
杉並区まちづくり景観審議会	日額 一二、〇〇円

に改める。

3 杉並区都市計画審議会条例（平成十二年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

4 杉並区景観条例の一部を次のように改正する。

「第五章 杉並区景観審議会（第二十七条 第三十一条）を「第五章 雑則

目次中 第六章 雑則（第三十二条・第三十三条）

（第二十七条・第二十八条）」に改める。

第七条第三項中「第二十七条第一項に規定する杉並区景観審議会」を「杉並区まちづくり景観審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第九条第一項、第十条第四項、第十三条第一項、第十四条、第十五条第二項、第十七条第二項及び第二十二条第二項中「第二十七条第一項に規定する杉並区景観審議会」を「審議会」に改める。

第二十六条中「次条第一項に規定する杉並区景観審議会」を「審議会」に改める。

第五章を削る。

第六章中第三十二条を第二十七条とし、第三十三条を第二十八条とする。
第六章を第五章とする。

（提案理由）

まちづくり景観審議会を設置する等の必要がある。

杉並区まちづくり景観審議会条例新旧対照表（抄）

附則第三項による改正（杉並区都市計画審議会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
	<p>（部会）</p> <p>第七条 審議会に、次に掲げる事項を処理するため、まちづくり専門部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>一 杉並区まちづくり条例（平成十四年杉並区条例第四十五号。以下「まちづくり条例」という。）第九条第一項に規定する地区計画等の原案の申出に係る処理に関すること。</p> <p>二 まちづくり条例第十三条第一項に規定するまちづくりルールの登録に関すること。</p> <p>三 まちづくり条例第十四条第一項に規定するまちづくり協議会の認定に関すること。</p>

<p>(幹事) 第七条 略 (委任) 第八条 略</p>	<p>附則第四項による改正(杉並区景観条例の一部改正)</p> <p>新 条 例</p>	<p>と。 2 部会の委員及び部会長は、第二条第一項及び第三項に規定する委員のうちから、会長が指名する。</p> <p>(幹事) 第八条 略 (委任) 第九条 略</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>目次 第一章～第四章 略 第五章 雑則(第二十七条・第二十八条)</p> <p>附則 (東京都又は関係区市との協議)</p>	<p>目次 第一章～第四章 略 第五章 杉並区景観審議会(第二十七条第三十一条)</p> <p>第六章 雑則(第三十二条・第三十三条)</p> <p>附則 (東京都又は関係区市との協議)</p>		

第七条 略

2 略

3 区長は、第一項に規定する協議をし、又は前項に規定する協議に応じようとするときは、杉並区まちづくり景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

（策定の手続）

第九条 区長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会

の意見を聴かな

ければならない。

2 略

（届出事項等）

第十条 略

2 及び 3 略

4 区長は、法第十六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出に関する事項について、審議会

第七条 略

2 略

3 区長は、第一項に規定する協議をし、又は前項に規定する協議に応じようとするときは、第二十七条第一項に規定する杉並区景観審議会
の意見を聴くことができる。

（策定の手続）

第九条 区長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、第二十七条第一項に

規定する杉並区景観審議会の意見を聴かな

ければならない。

2 略

（届出事項等）

第十条 略

2 及び 3 略

4 区長は、法第十六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出に関する事項について、第二十七条第一項に規定する

の意見を聴くことができ
る。

(勧告の手続等)

第十三条 区長は、法第十六条第三項の規定
による勧告をしようとするときは、あらか
じめ、審議会

の意見を聴かなければなら
ない。

2 及び 3 略

(変更命令等の手続)

第十四条 区長は、法第十七条第一項又は第
五項の規定により必要な措置を命じよう
とするときは、あらかじめ、審議会

の意見を聴

かなければならない。

(大規模建築物景観形成指針)

第十五条 略

2 区長は、大規模建築物景観形成指針を定
めようとするときは、あらかじめ、審議会

杉並区景観審議会の意見を聴くことができ
る。

(勧告の手続等)

第十三条 区長は、法第十六条第三項の規定
による勧告をしようとするときは、あらか
じめ、第二十七条第一項に規定する杉並区

景観審議会の意見を聴かなければなら
ない。

2 及び 3 略

(変更命令等の手続)

第十四条 区長は、法第十七条第一項又は第
五項の規定により必要な措置を命じよう
とするときは、あらかじめ、第二十七条第一

項に規定する杉並区景観審議会の意見を聴

かなければならない。

(大規模建築物景観形成指針)

第十五条 略

2 区長は、大規模建築物景観形成指針を定
めようとするときは、あらかじめ、第二十

意見を聴かなければならない。

3 及び 4 略

(事前協議の助言等)

第十七条 略

2 区長は、前条第一項の規定による協議があつたときは、当該協議に関する事項について、審議会

の意見を聴くことができる。

3 略

(指定等の手続)

第二十二条 略

2 区長は、法第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定しようとするとき、法第二十二条第一項の規定により現状変更の許可をしようとするとき、同条第三項の規定により条件を付そうとするとき、同条第四項の規定による協議に応じようとするとき、法第二十三条第一項の規定により原

の

七条第一項に規定する杉並区景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 及び 4 略

(事前協議の助言等)

第十七条 略

2 区長は、前条第一項の規定による協議があつたときは、当該協議に関する事項について、第二十七条第一項に規定する杉並区

景観審議会の意見を聴くことができる。

3 略

(指定等の手続)

第二十二条 略

2 区長は、法第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定しようとするとき、法第二十二条第一項の規定により現状変更の許可をしようとするとき、同条第三項の規定により条件を付そうとするとき、同条第四項の規定による協議に応じようとするとき、法第二十三条第一項の規定により原

状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき、法第二十六条の規定により管理に関する命令又は勧告をしようとするとき及び法第二十七条第一項の規定により指定の解除をしようとするとき（法第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）は、あらかじめ、審議会

の意見を聴かなければならない。

第二十六条 区長は、法第八十三条第一項の規定による景観協定の認可、法第八十四条第一項の規定による景観協定の変更の認可、法第八十八条第一項の規定による景観協定の廃止の認可及び法第九十条第一項の規定による一の所有者による景観協定の認可をしようとするときは、審議会

の意見を聴くことができる。

状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき、法第二十六条の規定により管理に関する命令又は勧告をしようとするとき及び法第二十七条第一項の規定により指定の解除をしようとするとき（法第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）は、あらかじめ、第二十七条第一項に規定する杉並区景観審議会の意見を聴かなければならない。

第二十六条 区長は、法第八十三条第一項の規定による景観協定の認可、法第八十四条第一項の規定による景観協定の変更の認可、法第八十八条第一項の規定による景観協定の廃止の認可及び法第九十条第一項の規定による一の所有者による景観協定の認可をしようとするときは、次条第一項に規定する杉並区景観審議会の意見を聴くことができる。

第五章 杉並区景観審議会

(審議会の設置)

第二十七条 良好な景観づくりの推進に関する必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- 一 この条例の規定により定められた事項
- 二 その他良好な景観づくりの推進に関する重要な事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第二十八条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員十人以内をもって組織する。

- 一 区民 三人以内
- 二 学識経験者 七人以内

2 審議会に、専門の事項を調査審議するた

めに必要があるときは、区長が委嘱する専門委員を置くことができる。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して三期を超えることとなるときは、この限りでない。

5 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議期間とする。

(審議会の会長)

第二十九条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第三十条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 審議会は、第十七条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に規定する事項については、同項に規定する専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
 - 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。
- （専門部会）
- 第三十一条 審議会に、第十七条第二項に規定する事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員及び部会長は、第二十八条第一項に規定する委員及び同条第二項に

第五章 雑則

(表彰)

第二十七条 略

(委任)

第二十八条 略

規定する専門委員のうちから、会長が指名する。

第六章 雑則

(表彰)

第三十二条 略

(委任)

第三十三条 略